

■ 関連書式および記入方法

＜別添 1＞ 品種保護出願書

■ 植物新品種保護法施行規則[別紙第19号書式]

品 種 保 護 出 願 書

※ 裏面の作成方法を読んで作成して下さい。 (表面)

受け付け番号	受け付け日	処理期間	10日
出願人	氏名 (ハングル) (英文)	生年月日 (外国人は国籍)	
	住所 (ハングル) (英文)	電話番号	
	持分		
代理人	氏名 (ハングル) (英文)	生年月日 (外国人は国籍)	
	住所 (ハングル) (英文)	電話番号	
育成者	氏名 (ハングル) (英文)	生年月日 (外国人は国籍)	
	住所 (ハングル) (英文)	電話番号	
品種が属する作物の学名および一般名			
品種の名称 (ハングル) (英文)			
「植物新品種保護法」 第31条第3項による優 先権主張	出願国名	出願日	出願番号
	証明書類	[] 添付	[] 未添付
品種の特性説明	(別紙使用)		
品種育成過程の説明	(別紙使用)		

「植物新品種保護法」第30条第1項および同法施行規則第40条により上のように品種保護出願します。

年 月 日

出願人(代理人)

(署名または印)

山 林 庁 長
国 立 種 子 院 長
国 立 水 産 科 学 院 長

貴下

添付書類	1. 品種の写真 2. 種子試料(種子試料が苗木、栄養体または水産植物である場合には栽培試験適期などを考慮して山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長が別に提出を要請した時期に提出を要請した場合に提出しなければならない) 3. 品種保護出願手数料納付証明書 1部 4. 優先権主張手数料納付証明書 1部(優先権を主張する場合のみ該当する) 5. 権利に関する持分を証明する書類 1部(持分が約定されている場合のみ該当する) 6. 代理権を証明する書類 1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当する) 7. 「遺伝子組換え生物の国境を超える移動等に関する法律」第8条第3項によるリスク審査書 1部(遺伝子組換え品種である場合のみ該当する) 8. 出願人の持分を証明する書類 1部(持分を定まる場合のみ該当する)	手数料 3万8千 ウォン
------	---	--------------------

210mm×297mm[白上紙80g/㎡]

(裏面)

作成方法

- 書式のうち該当事項がない欄は、書式から削除し、出願人・代理人および育成者が2名以上の場合のように必要な場合には該当欄を追加して書くべきである。
- 『出願人』、『育成者』欄は、出願人と育成者の氏名、生年月日(外国人は国籍)、住所をハングルと英文で書かなければならないし、英文はハングルの英文表記の場合、文化体育観光部告示2000-8号「国語のローマ字表記法」により音のまま書く、外国語の場合、原語そのまま書くべきである。また、育成者が出願人と同一の場合には“出願人と同一”と書くことができる。
- 『手数料』欄には出願書提出時納付する品種保護出願手数料金額を書くべきである。また、納付領収証(書類添付用)は出願書表紙裏側に添付しなければならない。
- 同一出願人が同時(同一日)に二つ以上出願する場合には区別を易しくするため付記番号を下記の例のように表示しなければならない。【例】品種保護出願書(1)、品種保護出願書(2)
- 委任状(代理権を証明する書類)は、正当な権利者が代理人を選任して出願する場合、提出するものとして「植物新品種保護法施行規則」第3条に規定されている別紙第1号書式により作成しなければならない。
- “「植物新品種保護法」第31条第3項による優先権主張”欄は、外国の最初出願により優先権を主張する場合のみ書くべきである(該当事項がない場合には書かない)。
- 優先権を主張する者は外国に出願したことで優先権主張の基礎になる出願の出願国名、出願日、出願番号を書くべきであり、“証明書類”欄では優先権証明書類を出願と同時に提出する場合には“添付”欄に、該当証明書類を出願後に提出する場合には“未添付”欄にそれぞれその旨を表示しなければならない。
- 2人以上の正当な権利者が共同で出願する場合において、相互間に持分が約定されている場合には“持分”欄に“△/□”のように持分内容を分数で書き、これを証明する書類を添付しなければならない。
- 『品種の属する作物の学名および一般名』欄には品種が属する植物の学名および一般名を下記の例のように明確に書くべきである。【例】学名: Allium cepa L., 一般名: 玉葱
- 『品種の名称』欄には育成者が育成した品種の名称を1個のみハングルと英文で書くべきである。ハングルの英文表記の場合、文化体育観光部告示2000-8号「国語のローマ字表記法」によって音のまま書く、外国語のハングル表記の場合にも外国語をハングルで音のまま書くべきである。

【例】ハングル品種名: 통일(統一)(Tongil)、外国品種名: Yellow king(옐로우킹, イエロウキング)
- 『品種の特性説明』欄および『品種育成過程の説明』欄には「植物新品種保護法施行令」第33条による品種説明などに関する事項を該当分野の専門知識を持つ人が容易に理解できる程度に詳しく書くべきであり、遺伝子組換え品種である場合にはその旨を書かなければならない。
- 未成年者・被青年後見人または被限定後見人が法定代理人により出願する場合には出願書の“出願人”欄の次に“法定代理人”欄を作り、法定代理人の氏名、生年月日と住所を書くべきである。法定代理人であることを証明する書類は未成年者(出願人)と法定代理人と一緒に表す住民登録票謄本または家族関係証明書などを出願書に添付して提出しなければならない。
- 第3者の許可・認可・同意または承諾が必要な場合にはその証明書類を添付しなければならない。
- 2人以上の出願人が共同で出願する場合、代表者選任の申告を出願と同時に行う場合には代表者として選任された出願人を『出願人』欄の1番目の欄に書き、添付書類欄には証明書類内容を書き、代表者であることを証明する書類を添付しなければならない。
- 代理人が出願人全員を代理しない場合には「代理人」欄を「出願人○○○の代理人」のように書かなければならない。
- その他の事項は「植物新品種保護法施行規則」別紙第2号書式の作成方法によること、ただ、“申告人”を“出願人”に、“申告書”を“出願書”に報告作成しなければならない。

